

子ども若者はぐくみ局における京都市後援名義等使用許可事務処理要領

令和5年4月1日 京都市子ども若者はぐくみ局長決定

子ども若者はぐくみ局で京都市の後援名義又は協賛名義の使用を許可することについて、京都市後援名義等使用許可基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

第1 後援名義の申請手続等

子ども若者はぐくみ局が京都市の後援名義の申請を受けるに当たっては、基準に定める後援名義等使用許可申請書（第1号様式）のほか必要に応じて次の資料の添付を求めることとする。

- 1 事業概要や実施要領等の行事等の詳細が分かるもの
- 2 行事等に関する広報物等
- 3 行事等に係る収支予算書
- 4 定款や役員名簿など申請団体及び主催団体の概要が分かる資料
- 5 郵送での返送が必要な場合は、返信用封筒（送付先を記載し、必要分の切手を貼ったもの）

第2 使用許可基準

- 1 団体等が主催する行事等が、次のいずれにも該当する場合に、後援名義の使用を許可する。
 - (1) 行事等の目的・趣旨が、主として本市の子ども・若者やその家庭に関することであって、もって、当局の所管に関する施策の推進に積極的に寄与する行事等であること
 - (2) その他後援名義の使用を許可すべきでない特段の事情がないこと

第3 事務処理

- 1 特段の事情がない限り、申請書の提出があった後、おおむね2週間以内に許可又は不許可を通知すること。ただし、書類等に不備・不足がある場合でその補完を求める間は、この期間に含まない。
- 2 不許可を通知する場合はその理由を明示して行うこと。
- 3 行事等の終了後、おおむね2週間以内に基準に定める事業終了届出書（第3号様式）のほか、次の資料の提出を求めること。
 - (1) 行事等の実施結果が分かるもの（開催要領、広報物、後援による効果等）
 - (2) 行事等に係る収支決算書

第4 協賛名義の使用許可手続等

協賛名義は、行事等が当局の所管に関する施策の推進のため、金銭又は物品等の支援などによりその実施を支援する必要がある場合に限り許可するものとする。この場合において、第1から第3までの各規定は、協賛名義の使用許可の基準、手続等について準用する。

第5 許可条件

後援名義又は協賛名義の使用許可に当たっては、原則として次の条件を付するものとし、必要に応じてその他の条件を付することとする。

- (1) 本市後援（協賛）名義は、本事業以外に使用することはできません。
- (2) 後援名義等を使用できるのは、許可通知日から実施終了日までの間に限ります。
- (3) 事業の内容に変更があった場合は、速やかに報告してください。
- (4) 本事業について、申請者が虚偽の申請若しくは不正な手段により許可を受けたとき、又は許可の条件に違反したと認められるときは、当該許可の取消しその他必要な措置を採ることがあります。
- (5) 本事業終了後は、おおむね2週間以内に事業終了届出書を提出してください。